



## 特殊車両通行許可審査の集約化のお知らせ

■平成27年4月1日から、以下の事務所の特殊車両通行許可審査 を大阪国道事務所に集約します。

大阪国道事務所 京都国道事務所 福知山河川国道事務所 姫路河川国道事務所 豊岡河川国道事務所 和歌山河川国道事務所

<mark>平成27年4月1日</mark>から 左の事務所の審査は全て

大阪国道事務所で行います。

※オンライン窓口及び審査を集約

■集約される事務所でも、これまで通り紙申請、FD申請の受付は行いますが、申請書を大阪国道事務所に送付するため、審査に時間を要することになります。

## 【ご注意ください】

- 近畿地方整備局管内の上記以外の事務所、府県・政令市及び市町村の窓口及び審査については、これまで通り変更はありません。
- これまで、集約される事務所へオンライン申請をされている方は、大阪国道事 務所へ申請をお願いします。
- ○集約される事務所で受付した紙申請・FD申請についても、大阪国道事務所で 審査を行うため、申請内容についての確認や修正依頼等は大阪国道事務所か ら行います。
- ○集約される事務所にお持ちいただいた申請書に関する問合せは、大阪国道事務所にお願いします。

## 審査の集約化についての問合せ先

国土交通省 近畿地方整備局 道路部 交通対策課 特殊車両係 TEL:06-6942-1141(代表)(内線 4531)

## オンライン申請についての問合せ先

国土交通省 関東地方整備局 特車運用事務局 TEL:048-601-3223

インターネット http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/